

平成27年度

高槻市立第四中学校
いじめ防止基本方針



(いじめの定義)

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法 第二条）

(いじめの禁止)

児童（生徒）は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第四条）

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- (1) **学校教育目標** 「人権を大切にし、たくましく生きる、心豊かな生徒の育成」
めざす学校像 「地域にねぎし、地域に開かれた学校づくり」
めざす子ども像 「学び合う生徒」「地域とつながる生徒」
「自ら判断し行動する生徒」

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校ではいじめをなくすためには、日頃から深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。また、いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候に気付いた場合は、生徒一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、学級・学校だけで抱え込むのではなく関係機関との連携を図りつつ、以下の基本的認識を持ちながら、いじめ防止等のための対策を行っていく。

- ア. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- イ. いじめを受けている生徒の立場に立ち、早期発見に努める。
- ウ. いじめ不登校対策委員会（生活係会議・子ども支援会議）を中心に、組織的な対応を行う。
- エ. いじめを受けている生徒及び保護者に対する支援を継続して行う。
- オ. いじめに関係した家庭と連携し、指導や支援を継続して行う。

(3) 学校及び教職員の責務

すべての生徒が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取り組み

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(全ての生徒への指導)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を持たせる。また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ③ 学級活動や生徒会活動、総合いまとみらいの学習等の場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。

(いじめを許さない学級経営)

- ① 個々の教職員がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が生徒間のいじめを助長したりするような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

<具体的な取り組み>

- ア. 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進【学級・特別活動】
「生徒が自ら学級や学校生活の諸問題の解決に取り組む活動を支援する」
- イ. わかる授業づくり【各教科】
「一人ひとりに基礎基本となる学力をつけ学びあい高めあう集団を育てる」
- ウ. 規範意識の醸成【道徳教育】
「他者への思いや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる生徒を育成する」

- エ. 生徒会活動の活性化【生徒会活動】
「自分の身の回りの諸問題について話し合い、解決する活動を通して学校生活を充実向上していく実践的態度を身につける」
- オ. 体験活動の充実【総合的な学習の時間いまとみらいなど】
「様々な人々と関わる中で、自らを見つめ、課題を見つけ出し、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考え、表現できる生徒を育成する」
- カ. いじめ対応マニュアル（府教委作成）の活用
- キ. インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習
 - ・生徒への情報モラル教育の充実
5月「KDDI 情報モラル教育出前講座」実施
 - ・保護者啓発の充実
7月 地区懇談会「KDDI 情報モラル教育出前講座」実施
- ク. 非行犯罪防止教室など
- ケ. いじめ防止等に関する年間計画の作成 →P. 9を参照

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

(問題兆候の把握等)

- ① 日常の観察により生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取り組みを定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭等学校内の専門家との連携に努める。
- ② 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換する等により、適切かつ迅速な対応を図る。
- ③ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、子育て

て総合支援センター、警察等、関係機関と連携協力を行う。

(全ての児童生徒への指導)

- ① いじめを受けている生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめを受けている生徒が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、親に必ず相談するよう伝える
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』等校内外の相談場所を周知する。

(実践的な校内研修の実施)

- ① いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取り組み等実践的な内容の研修を実施する。

<具体的な取り組み>

ア. いじめ調査アンケートの実施

- ・生徒対象 生活アンケート及びスクーリングチェック（5月、10月、1月）
- ・教育相談「ホッとタイム」実施週間（6月、1月）
- ・二者又は三者懇談会、学級懇談会、学年懇談会（4月、7月、12月）
- ・児童生徒個別チェックシート【教職員用】（毎月、第1月曜日に実施）
→P. 12 のシートを活用する

イ. いじめ相談体制

- ・スクールカウンセラー教育相談（毎週火曜日等）
- ・他の教育相談窓口の周知
教育センターの教育相談、はにたんのこどもいじめ110番

ウ. 校内研修

- ・校内いじめ対策研修
- ・第四中校区合同いじめ防止研修

エ. その他

- ・班ノートやミニ作文、学級日誌、連絡帳等

(3) いじめに対する措置

→【※いじめ事案の対応フローはP. 10を参照】

(組織的な対応)

- ① いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ③ 校長、教頭、首席、生徒指導主事、こども支援コーディネーター等は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受ける等、その解決に至るまで適切にフォローする。

(いじめる生徒への指導・措置)

- ① いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように等、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う生徒に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめる生徒に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めていく。特に、暴行や恐喝等犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携が積極的に図っていく。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けている生徒からの訴えが弱い

ことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめを受ける側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないように努める。

(いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応)

- ① 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を実施する。
- ② 心の教室等の教育相談室を設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫する等、生徒にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめを受けている生徒には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、生徒の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめを受けている生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替え、さらに次年度の学級替えを行う際に生徒の立場に立った配慮等も検討する。
- ⑤ いじめを受けている生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長等の関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(4) いじめ問題等の対策のための組織

- ① 名称 いじめ不登校対策委員会（生活係会議 こども支援会議）
- ② 構成員
校長、教頭、首席、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、養護教諭、人権教育担当者、各学年担当者、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
- ③ 活 動
 - ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
 - イ. いじめの未然防止
 - ウ. いじめ事案に対する対応
 - エ. 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ. 年間計画の企画と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
 - カ. 各取り組みの有効性の検証

④ 開 催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(5) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるように工夫する。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応すること。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域との意見交換の機会を設けること。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保する等により、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。
- ⑤ いじめを受けている生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ⑥ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に留めたりせず、友人、教職員、保護者に必ず相談するようにすることを伝えるとともに、教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』等校内外の相談場所を周知する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の

学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 重大事案への対処 →【※重大事案への対応フローについてはP、11を参照】

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

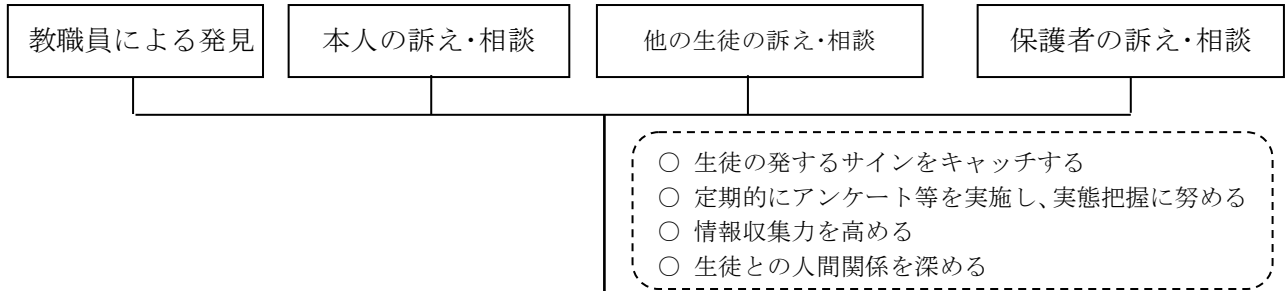
- ア. 重大事態が発生した旨を、教育委員会にすみやかに報告する。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ防止等に関する年間計画

	生徒会	学級活動	道徳教育	総合いまとみらい	アンケート教育相談	研修	いじめ防止等
4月	あいさつ活動	クラス開き 学級開き	友情	構成的グループ エンカウンター	教育相談	校内研 新転任者研	いじめ不登校対策委員会
5月	いじめ防止週間 あいさつ活動	ソーシャルスキル	思いやり	集団づくり	家庭訪問 生活アンケート① 校区教育アンケート	小中一貫研	家庭訪問 学校評議会 いじめ不登校対策委員会
6月	ゆめみらい学園 児童生徒議会 あいさつ活動	生徒会活動、学 校づくりに参画	自主 自立	シャイニング スクール	スケーリング調査① 社会性測定用尺度 教育相談	校内研	いじめ不登校対策委員会
7月	あいさつ活動	クラス ミーティング 夏休みに向けて	生活習慣	わくわく ワーク	ホッとタイム	校区人研	いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u> 三者懇談
8月	あいさつ活動	ソーシャルスキル	勇気 希望	人間関係 トレーニング		校区いじ め研修	いじめ不登校対策委員会
9月	あいさつ活動	集団活動 を通して	強い意志	職業体験		小中一貫研	いじめ不登校対策委員会
10月	ｸﾘｰﾝ大作戦 あいさつ活動 体育祭	前期の振 り返り	個性の 伸長	ウェルカム四中	生活アンケート② 社会性測定用尺度	校内研	いじめ不登校対策委員会
11月	児童生徒議会 学習会① あいさつ活動	後期の個 人学年目 標設定	福祉	マイタウン ミーティング	学校アンケート	地域公開研	いじめ不登校対策委員会
12月	児童生徒議会 学習会② あいさつ活動	集団づくり 学年集会	友情	いまみフェスタ	校区教育 アンケート	校区人研	いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u> 三者懇談
1月	ゆめみらい学園 児童生徒議会 いじめ防止週間 あいさつ活動	クラス ミーティング	向上心	みんなにやさ しいまちホッ とシティ	生活アンケート③ 社会性測定用尺度 スケーリング調査② 教育相談	校内研修	いじめ不登校対策委員会
2月	あいさつ活動 児童生徒議会	次年度に 向けて	人間の 強さ	ハート・ヒート・ブ ロジェクト	もっとホッ とタイム	校内研	いじめ不登校対策委員会 検証・総括
3月	ｸﾘｰﾝ大作戦 あいさつ活動	学年の 振り返り 学年集会	生きる 喜び	年間活動の 振り返り	自己のふり 返し評価	校内研	いじめ不登校対策委員会 学校評議会 年度末総括

いじめ事案の対応フロー

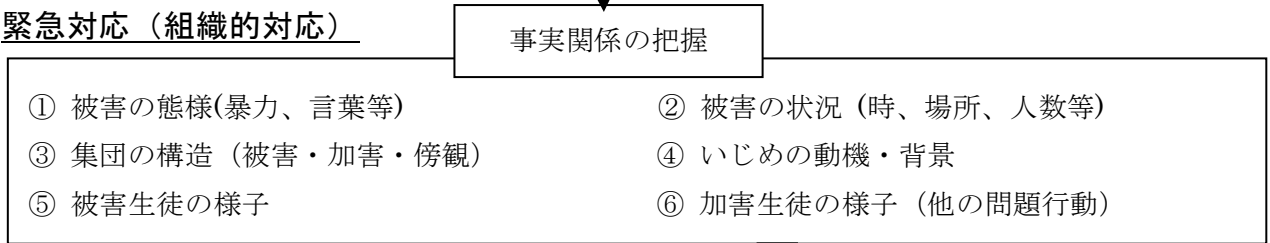
早期発見



「いじめ」の把握

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

緊急対応（組織的対応）



重大事案の対応フローは、P、11

- 指導方針の確認
- ① 人権侵害であるという視点を持つ
 - ② 被害生徒(保護者)の痛みを共感する
 - ③ 被害者にも原因があるという見方は厳禁
 - ④ いじめの背景にも目を向ける
 - ⑤ 集団全体を見据えて指導する
 - ⑥ 指導体制を整えて取り組む
 - ⑦ 対処療法に終わらせない

関係者への指導・援助

保護者への対応

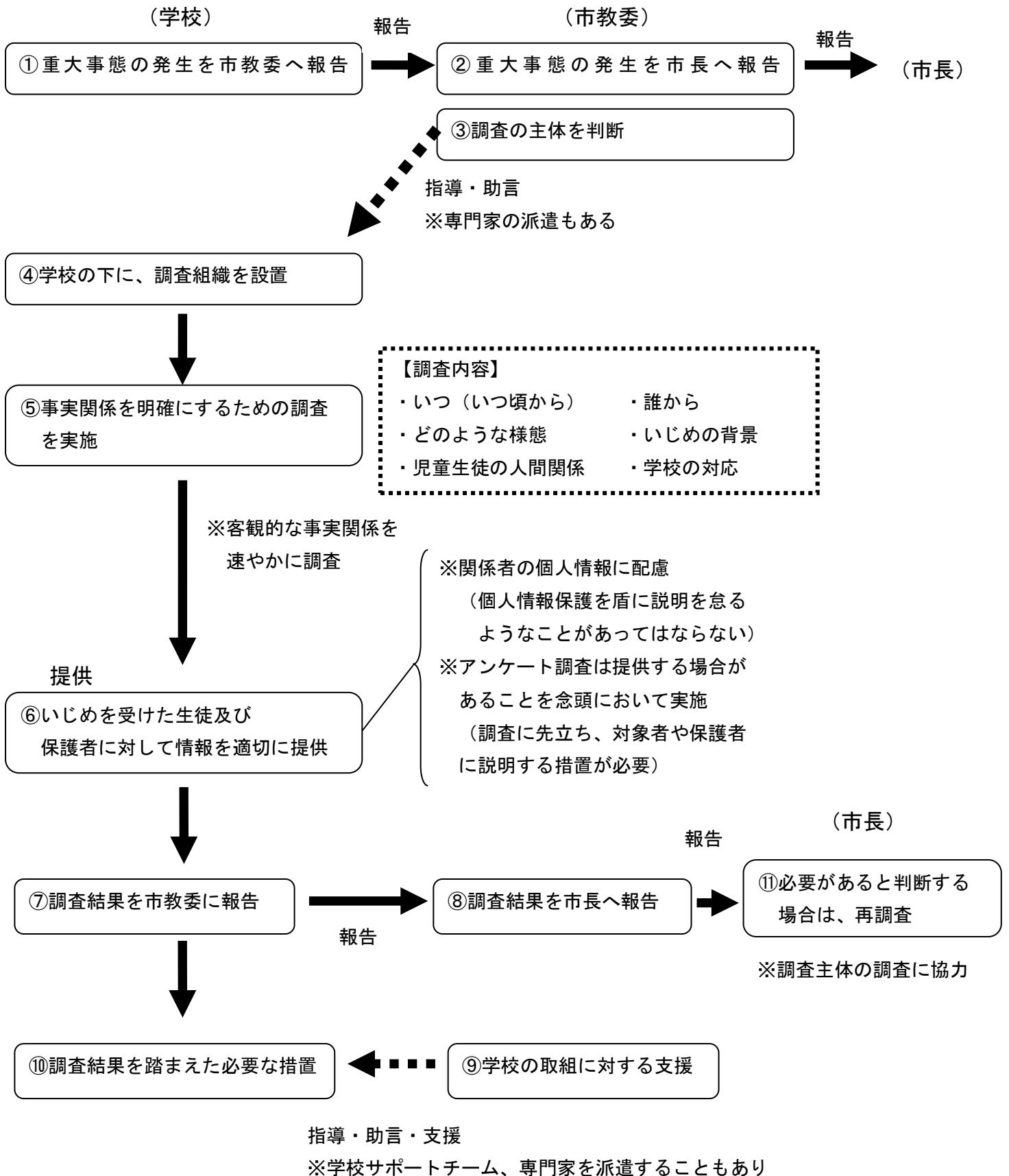
- ・訴えを傾聴
- ・具体策を示す
- ・協力依頼

被害生徒への援助	加害生徒への指導	まわりの生徒への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・心理的事実を受け止める ・具体的援助法を示し、安心させる ・良い点を認め励まし自信を与える ・人間関係の確立・拡大をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係、背景、理由等の確認 ・不満、不安等の訴えを十分聴く ・被害者のつらさに気づかせる ・課題を克服するための援助を行う ・役割体験を通して所属感を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループへの指導 ・学級全体への指導

中長期対応

- ① 観察、継続支援
- ② 積極的な生徒指導の充実

重大事案への対応フロー（学校が調査主体となる場合）



生徒個別チェックシート【教職員用】

1、登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どことなく元気がない。
- 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 教職員と視線を合わせないようとしなない。
(教職員の目を避けている。)
- 教職員の問いかけに答えようとしなない。
(何かごまかそうとしている。)

2、授業時等

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- 一人で活動することが多い。
- グループ活動等で、机と机が離れている。
- いつも準備や片付けをさせられたりする。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。

3、給食(昼食)時

- 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
- 給食の中身が食べられている。
(食べ散らかされている)
- 班で食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

4、休み時間

- トイレ等に閉じこもりがちである。
- 階段の上がり下がりやを繰り返すなど、一人で時間を潰している。
- 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にいることが多く、一人になりたがらない。

5、その他

- 学級内で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐにあがる。
- 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人である。
- 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 今まで付き合っていたグループから離れた。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- 徴収金等を急に滞納し始めた。
- 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- 不快な呼び名で呼ばれている。



いじめ事案の初期対応時のチェックリストシート



教職員用

いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止めた。

被害生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができた。

被害生徒の生命の安全を最優先し、安全確保を行った。

初期対応の重要性を認識し、管理職への通報を迅速かつ的確に行った。

個人ではなく、管理職を中心にした体制のもと、チームを組織して対応した。

被害生徒や保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。

加害生徒や関係する生徒に対し、事実と経過を複数の教職員で確認することができた。

事実確認と指導を明確に区別し、冷静かつ客観的に事実確認を行うことができた。

当該生徒の保護者に、複数で家庭訪問を行い。保護者同席で事実確認を行った。

管理職用

職員会議を行い、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を図った。

市教委にいじめの対応の第一報等を行った。

必要に応じて、子ども家庭センターや警察、教育センター等の関係機関に相談した。

生活アンケート

1. 自分の気持ちに合う数字に○をつけてください。

①	学校の生活は楽しいですか	とても楽しい	4・3・2・1	楽しくない
②	仲の良い友だちがいますか	たくさんいる	4・3・2・1	いない

2. 次のことが、自分によく当てはまる時は4、少し当てはまる時は3、あまり当てはまらない時は2、全く当てはまらない時は1に○をつけてください。

①	学校に行きたくない日がある	4・3・2・1
②	朝からおなかが痛くなったり、頭が痛くなったりする日がある	4・3・2・1
③	お金や持ち物がなくなったり、こわされたりしていることがある	4・3・2・1
④	嫌なあだ名やよび方で呼ばれる	4・3・2・1
⑤	仲間はずれにされたり、無視されたり、避けられることがある	4・3・2・1
⑥	悪口を言われたり、嫌なうわさを流されることがある	4・3・2・1
⑦	ちょっかいをかけられたり、嫌な遊びでからかわれることがある	4・3・2・1
⑧	嫌なことを無理やりされることがある	4・3・2・1
⑨	わざとぶつかられたり、たたかれたりけられたりすることがある	4・3・2・1
⑩	みんなの前で笑われたり、バカにされることがある	4・3・2・1
⑪	ネットの掲示板に悪口等を書かれることがある	4・3・2・1
⑫	友だちを仲間はずれにしたり、無視をしたり、さけることがある	4・3・2・1
⑬	相手がイヤかもしれないことを無理やりやらせることがある	4・3・2・1
⑭	故意にぶつかったり、叩いたり蹴ったりすることがある	4・3・2・1
⑮	みんなの前で、誰かを笑ったり、バカにしたりすることがある	4・3・2・1

○学校でいやな目にあったり、見たことはありませんか。あれば教えてください。

○学校生活に不安や悩みはありませんか。あれば教えてください。

()年()組()番 名前()